

## 第1号議案 豊田都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由									
<p>(第1号議案)</p> <p>豊田都市計画道路の変更</p> <p>○3・4・14号黒笹三好ヶ丘線(みよし市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域の変更</li> </ul> <p>変更延長 約310m</p> <table border="1" data-bbox="236 622 769 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>16.0m</td> <td>16.75m</td> </tr> <tr> <td>曲線部幅員</td> <td>16.0m</td> <td>17.75m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差点部幅員	16.0m	16.75m	曲線部幅員	16.0m	17.75m	<p>円滑な交通処理及び交通安全性の向上を図るため、3・4・14号黒笹三好ヶ丘線の一部区間の区域を変更するものである。</p>
	変更前	変更後								
交差点部幅員	16.0m	16.75m								
曲線部幅員	16.0m	17.75m								

## 第2号議案 愛西市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項		理 由																
<p>(第2号議案)</p> <p>1 申請者 住所 愛知県愛西市西保町森浦 16 番地 氏名 中野建設株式会社 代表取締役 中野 良幸</p> <p>2 名 称 中野建設西保リサイクルセンター</p> <p>3 位 置 愛西市西保町内数馬3番2、4番1</p> <p>4 敷地面積 2,677.02 m<sup>2</sup></p> <p>5 参 考 (1)処理能力 がれき類の破碎 304 t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>事務所</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>12.42 m<sup>2</sup></td> <td>12.42 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>12.42 m<sup>2</sup></td> <td>12.42 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>		建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新設	事務所	鉄骨造 平屋建	12.42 m <sup>2</sup>	12.42 m <sup>2</sup>	合 計			12.42 m <sup>2</sup>	12.42 m <sup>2</sup>	<p>申請者は、平成 20 年より廃棄物収集運搬業を主な事業としている。</p> <p>このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域におけるがれき類の破碎施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>	
建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積														
新設	事務所	鉄骨造 平屋建	12.42 m <sup>2</sup>	12.42 m <sup>2</sup>														
合 計			12.42 m <sup>2</sup>	12.42 m <sup>2</sup>														

### 第3号議案 豊川市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																				
<p>(第3号議案)</p> <p>1 申請者 住所 豊川市大崎町野中72番地 氏名 有限会社岡本環境造園 代表取締役 市川 勝久</p> <p>2 名 称 三蔵子リサイクルセンター</p> <p>3 位 置 豊川市三蔵子町北添4番1、5番1、6番1</p> <p>4 敷地面積 2,528.26 m<sup>2</sup></p> <p>5 参 考 (1)処理施設 木くずの破砕 47.528t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="247 1391 933 1899"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破砕処理棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>714.94 m<sup>2</sup></td> <td>714.94 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>トイレ棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>2.79 m<sup>2</sup></td> <td>2.79 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>事務所棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>33.63 m<sup>2</sup></td> <td>33.36 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>751.36 m<sup>2</sup></td> <td>751.09 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	破砕処理棟	鉄骨造 平屋建	714.94 m <sup>2</sup>	714.94 m <sup>2</sup>	トイレ棟	鉄骨造 平屋建	2.79 m <sup>2</sup>	2.79 m <sup>2</sup>	事務所棟	鉄骨造 平屋建	33.63 m <sup>2</sup>	33.36 m <sup>2</sup>	合 計		751.36 m <sup>2</sup>	751.09 m <sup>2</sup>	<p>申請者は、昭和 56 年より造園工事業、園芸サービス業及び土木工事業を主な事業としている。</p> <p>このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における木くずの破砕施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積																		
破砕処理棟	鉄骨造 平屋建	714.94 m <sup>2</sup>	714.94 m <sup>2</sup>																		
トイレ棟	鉄骨造 平屋建	2.79 m <sup>2</sup>	2.79 m <sup>2</sup>																		
事務所棟	鉄骨造 平屋建	33.63 m <sup>2</sup>	33.36 m <sup>2</sup>																		
合 計		751.36 m <sup>2</sup>	751.09 m <sup>2</sup>																		

第4号議案 一宮市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																				
<p>(第4号議案)</p> <p>1 申請者 住所 名古屋市中区金山一丁目14番18号 氏名 フルハシEPO株式会社 代表取締役 山口 直彦</p> <p>2 名 称 フルハシEPO株式会社 愛知第八工場</p> <p>3 位 置 一宮市高田字藪田29番／30番／31番／32番の一部／43番の一部</p> <p>4 敷地面積 2,995.57 m<sup>2</sup></p> <p>5 参 考 (1)処理施設 木くずの破砕 195.472t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="248 1350 935 1798"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>936.00 m<sup>2</sup></td> <td>923.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>事務所棟</td> <td>木造 2階建</td> <td>122.25 m<sup>2</sup></td> <td>238.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>トイレ棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>9.99 m<sup>2</sup></td> <td>9.99 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1,068.24 m<sup>2</sup></td> <td>1,170.99 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	工場棟	鉄骨造 平屋建	936.00 m <sup>2</sup>	923.00 m <sup>2</sup>	事務所棟	木造 2階建	122.25 m <sup>2</sup>	238.00 m <sup>2</sup>	トイレ棟	鉄骨造 平屋建	9.99 m <sup>2</sup>	9.99 m <sup>2</sup>	合 計		1,068.24 m <sup>2</sup>	1,170.99 m <sup>2</sup>	<p>申請者は、昭和59年に木くずの処分業を開始し、現在は県内5つの施設で、産業廃棄物である木くずの処分業を行っている。</p> <p>このたび、バイオマス発電の燃料用チップ需要増大に対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における木くずの破砕施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積																		
工場棟	鉄骨造 平屋建	936.00 m <sup>2</sup>	923.00 m <sup>2</sup>																		
事務所棟	木造 2階建	122.25 m <sup>2</sup>	238.00 m <sup>2</sup>																		
トイレ棟	鉄骨造 平屋建	9.99 m <sup>2</sup>	9.99 m <sup>2</sup>																		
合 計		1,068.24 m <sup>2</sup>	1,170.99 m <sup>2</sup>																		